

霞ヶ浦・北浦をラムサール条約の登録指定湿地にすることを 求める要望書

茨城県知事 橋本 昌 様

2013年11月14日

認定 NPO 法人アサザ基金

代表理事 飯島 博

琵琶湖に次ぐ国内第二位の湖である霞ヶ浦（北浦を含む）は、日本を代表する湖です。霞ヶ浦は、国定公園および湖沼法に基づく指定湖沼にも指定されています。また、霞ヶ浦は、IUCN（国際自然保護連合）によるアジア湿地目録においても、国際的に重要な湿地に選定されています。

霞ヶ浦の湿地としての重要性は、ラムサール条約による「国際的に重要な湿地」の評価基準にも適合しています。霞ヶ浦は、水鳥の生息地として重要であるのみならず、絶滅危惧種となったウナギの重要な生息地であり、その資源回復において鍵をにぎる湿地となっています。また、絶滅の恐れのある水生植物アサザの個体群（短花柱花と長花柱花の両タイプの個体が残る国内唯一の生育地）が維持されている貴重な湿地でもあります。さらに、霞ヶ浦は関東地方に残された唯一の雁類オオヒシクイ（国指定天然記念物）の越冬地にもなっています。

その他、霞ヶ浦は国内最大の平野である関東平野に位置し、日本列島の間地点に位置することから、シギやチドリなどの渡り鳥の重要な中継地となっています。霞ヶ浦をラムサール条約登録地とすることは、東アジアの自然環境を保全していく上でも必要です。

わたしたちは、アサザ基金の前身である霞ヶ浦をよくする市民連絡会議（事務局長 飯島 博）による1994年10月7日付け茨城県知事宛要望書以来、霞ヶ浦をラムサール条約登録地にすることを要望してきました。また、茨城県の長期計画では、霞ヶ浦を同条約登録地にすると明記されています。

霞ヶ浦と同じ関東平野に位置し、霞ヶ浦と同様に国交省が管轄する渡良瀬遊水池はすでにラムサール条約に登録されています。

このように、霞ヶ浦をラムサール条約に登録する機は十分に熟したと言えます。震災や原発事故からの復興をはかる上でも、霞ヶ浦のイメージアップにつながります。茨城県は、すみやかに同条約への登録手続きを開始するべきです。

以上の理由から、わたしたちは以下の要望を致します。

1. 霞ヶ浦・北浦を2015年にウルグアイで開催されるラムサール条約締結国会議に向けて、登録湿地とするよう必要な手続きを開始してください。

以上の要望について、2013年12月14日までに文書にてご回答ください。

連絡先 認定 NPO 法人アサザ基金事務所

〒300-1222 牛久市南3-4-21

でんわ 029-871-7166

メール asaza@jcom.home.ne.jp